

議案第 25 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

- 1 契約の目的 多可町文化会館舞台吊物機構改修工事
- 2 変更後の契約額 92,458,300円
(内消費税 8,405,300円)
- 3 変更前の契約額 90,200,000円
(内消費税 8,200,000円)
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市北区池田町1番43号 三精ビル
三精工事サービス株式会社
代表取締役社長 畑中 祐介